

「指定計画相談支援」「指定障害児相談支援」

重要事項説明書

特定相談支援まんぼう

〒〒520-3013 滋賀県栗東市目川 877 番地 1

TEL:077-596-5921

FAX:077-596-5923

1. 法人の概要

名称	合同会社まんぼう
所在地	滋賀県栗東市目川 8 7 7 番地 1
電話番号	0 7 7-5 9 6-5 9 2 1
代表者氏名	代表社員 上野正貴
設立年月	平成 2 9 年 1 月 6 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業 ・令和 3 年 8 月 1 日 指定番号 2 5 3 1 2 0 0 0 6 7 号 指定障害児相談支援事業 ・令和 3 年 8 月 1 日 指定番号 2 5 7 1 2 0 0 0 8 4 号
事業の目的	利用者様がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者様に対して必要な、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づく指定相談支援サービスを適切に提供する事を目的とします。
事業所の名称	相談支援事業所まんぼう
事業所の所在地	滋賀県栗東市目川 8 7 7 番地 1
電話番号	0 7 7-5 9 6-5 9 2 1
FAX 番号	0 7 7-5 9 6-5 9 2 3
管理者氏名	(管理者) 管 知子 (ヘルパーステーションまんぼう管理者兼任)
事業所の運営方針について	事業所は、利用者様が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとしします。 事業所の運営に当たっては、関係区市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとしします。 事業の実施にあつては、利用者様等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるように努めるものとしします。 事業所は、自らその提供する特定相談支援事業等の評価を行い、常にその改善を図るものとしします。 前 4 項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとしします。
開設年月	令和 3 年 8 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	【総合支援法】 居宅介護・重度訪問介護・同行援護 平成 2 9 年 6 月 1 日

	指定番号：2511200236 号 行動援護 平成 29 年 7 月 1 日 指定番号：2511200236 号 【介護保険】 訪問介護 令和 2 年 4 月 1 日 指定番号：2571200860 号
--	--

3. 事業実施地域

栗東市・草津市・守山市全域

4. 営業時間

営業日	平日（但し、12月31日から1月3日まで休み）
受付時間	月～金 9時～18時
サービス提供時間帯	月～金 9時～18時

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
管理者	1名	名	名	相談事業の管理業務
相談支援専門員	名	2名	名	相談支援専門員業務

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容（契約書第3条～6条参照）

①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第五条二十項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をします。

(2) 利用料金（契約書第7条参照）

①サービス利用料金

指定計画相談支援障害児相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて市町から計画相談支援給付費障害児相談支援給付費の額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費障害児相談支援給付費の額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町に申請すると計画相談支援給付費障害児相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

関西みらい銀行 栗東西支店 普通預金2082219

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

当事業所では、関係法令（及び合同会社まぼう個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援障害児相談支援を提供した日から5年間です。

＊ 当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	9：00～18：00
----------	------------

9. 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
 保険名 福祉事業者総合賠償責任保険特約

10. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	お客様相談係 [事業マネージャー] 上野律子
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00
苦情解決責任者	[管理者] 上野正貴

(2) 行政機関その他苦情受付機関

栗東市健康福祉部障がい福祉課	電話番号：077-551-0113
草津市健康福祉部障害福祉課	電話番号：077-561-2363
守山市健康福祉部障害福祉課	電話番号：077-582-1168
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地：滋賀県草津市笠山7丁目8-138 (県立長寿社会福祉協議会 内) 電話番号：077-567-4107 FAX：077-561-3061 受付日：月曜日～金曜日（祝日除く） 時間：午前9時～午後5時

11. 虐待通報の受付について（契約書第16条参照）

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

②従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（1）当事業所における虐待に関する相談窓口

電話番号	077-596-5921
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00
虐待防止に関する責任者	〔代表社員〕 上野正貴

（2）行政機関

栗東市健康福祉部障がい社課	電話番号：077-551-0113
草津市健康福祉部障害福祉課	電話番号：077-561-2363
守山市健康福祉部障害福祉課	電話番号：077-582-1168
滋賀県運営適正化委員会 （あんしん・なっとく委員会）	所在地：滋賀県草津市笠山7丁目8-138 （県立長寿社会福祉協議会 内） 電話番号：077-567-4107 FAX：077-561-3061 受付日：月曜日～金曜日（祝日除く） 時間：午前9時～午後5時

令和 年 月 日

計画相談支援障害児相談支援の提供の開始に際し、契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 管 知子

説明者職名

氏名

印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談支援障害児相談支援の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
 - ・ 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
 - ・ その他の情報
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

相談支援事業まんぼう 管理者 あて

利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____

